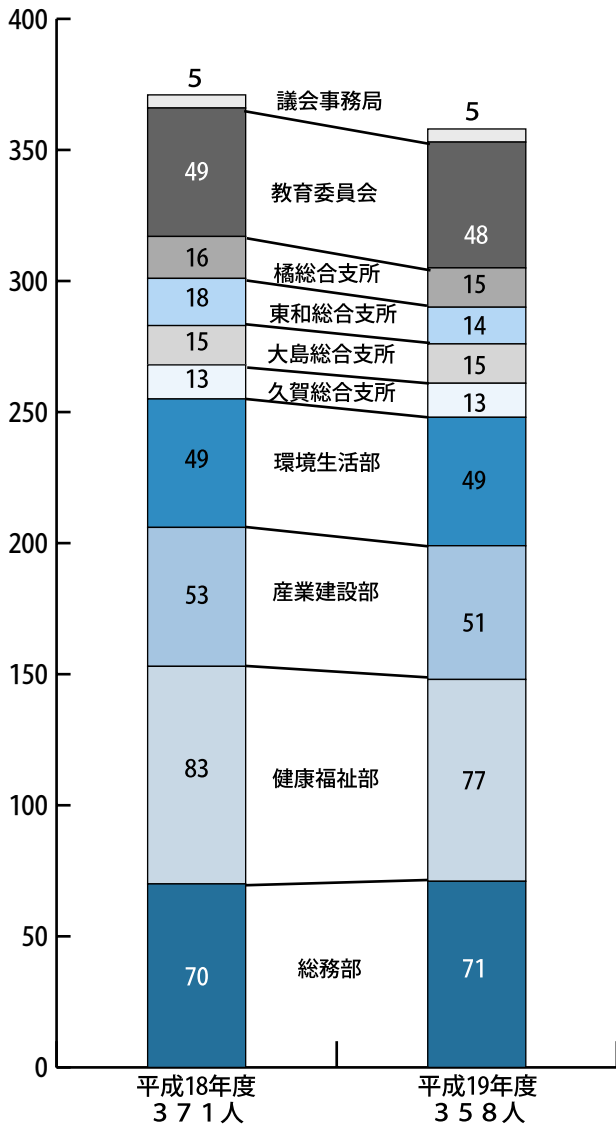


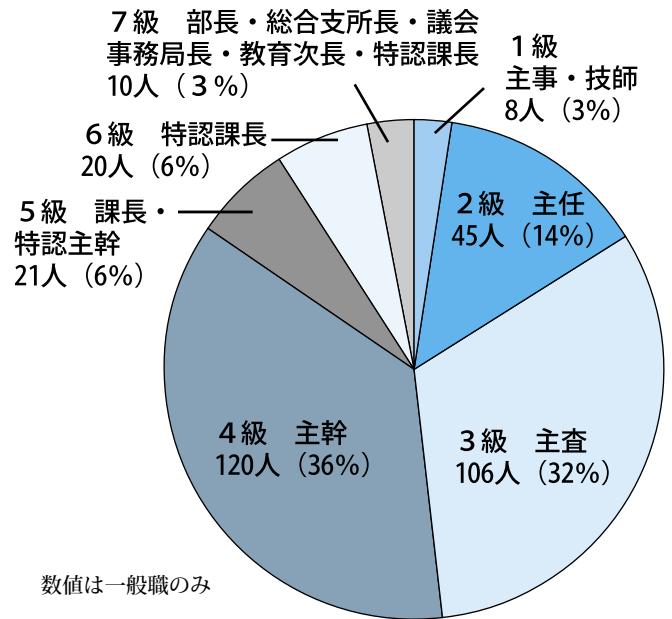
8 部門別職員数の状況



6 特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額	期末手当 (支給割合)
町長	782,000円 (19年度に限り703,800円)	6月期 1.60月分 12月期 1.75月分
副町長	642,000円 (19年度に限り609,900円)	
教育長	590,000円 (19年度に限り560,500円)	合計 3.35月分
議長	282,000円	職制上の加算措置あり
副議長	226,000円	
議員	206,000円	

7 級別職員数の状況



○郵便等による不在者投票のできる選挙人

障害者の区分	障害等の程度	
	身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能
身体障害者手帳	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級または3級
	免疫	1級から3級
	戦傷病者手帳	両下肢、体幹、移動機能
戦傷病者手帳	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
	介護保険被保険者証	要介護状態区分

※上記の対象者で自ら投票の記載をすることができない者として次の条件に該当する方は、代理の方に投票の記載をさせることができます。

障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級または2級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

郵便等投票制度について

郵便等投票制度とは、身体に重い障害があり、投票に行けない人が郵送で投票できる制度です。身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている人のうち一定の障害がある方や、介護保険の被保険者証を持っている人で要介護5の方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。郵便による不在者投票には、あらかじめ町選挙管理委員会に対し、『郵便等投票証明書』の交付を申請して、その交付を受ける必要があります。

※『郵便等投票証明書』の申請手続きは、選挙に関係なくいつでもできます。

■申請方法などの問い合わせ／周防大島町選挙管理委員会（役場総務課内）
☎ 74-1000